

京都市告示第702号

京都市水路等管理条例（以下「条例」と言います。）第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように変更し、同条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和5年3月17日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	桂水9005号	旧	(起点) 京都市西京区桂徳大寺町151番地地先	(終点) 京都市西京区桂徳大寺町176番地地先
		新	(起点) 京都市西京区桂徳大寺町156番地地先	(終点) 京都市西京区桂徳大寺町176番地地先

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	桂水9008号	京都市西京区桂徳大寺町151番地地先	京都市西京区桂徳大寺町156番地地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)